岩手県告示第 727 号

岩手県手数料条例別表第９の金額の欄(10)の知事が指定する事項及び知事が定める額（平成 14 年岩手県告示第 337 号）の一部を次のように改正する。

平成 21 年９月 11 日

岩手県知事　達　増　拓　也

改正前	改正後
（１)～（７）　［略］	（１)～（７）　［略］
	（８）　輸出される牛肉に係る牛の原産国に関する証明　１件　400円
（８）　［略］	（９）　［略］
（９）　［略］	(10)　［略］
(10)　［略］	(11)　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	